

鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）の制定について

1 制定する目的

鹿児島市ではこれまで、妊娠・出産期から切れ目ない子ども・子育て支援に関する総合的な計画として「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの成長と子育てを社会全体で支援していく取組を進めてきた。

また、令和2年4月には「こども未来局」を創設するなど、子育て支援の推進を図っているところである。

この間、子どもを取り巻く状況として、子どもの貧困・児童虐待・いじめ・不登校など、多様な問題が顕在化し、子どもの権利保障に向けた取組などが求められている。

このようなことから、社会全体で子どもの権利を尊重することを基本とした子どもの健やかな育ちに関して基本理念を定め、保護者、市民、地域、育ち学ぶ施設、事業者の役割及び市の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項を定めることにより、今を生き未来を担う子どもが、幸せに暮らすことができるまちの実現を目的とするものである。

2 制定の手續

(1) 令和3年度

- ・庁内意識調査（市職員向けのアンケート調査）
- ・子どもの未来応援ワークショップ（中高生のワークショップ）
- ・関係者等アンケート調査（保育所や学校等、関係者等へのアンケート調査）
- ・子どもの未来応援条例（仮称）の制定に関する検討委員会（外部会議・4回）
- ・子どもの未来応援条例（仮称）制定推進委員会（内部会議・4回）

(2) 令和4年度

- ・子どもの権利ワークショップ（子どもと大人のワークショップ・8月開催予定）
- ・パブリックコメント（10月実施予定）
- ・子どもの未来応援条例（仮称）の制定に関する検討委員会（6月・8月・11月開催予定）
- ・子どもの未来応援条例（仮称）制定推進委員会（5月・7月・8月・11月開催予定）

3 制定時期

令和5年第1回市議会定例会に条例議案を提案（施行日：令和5年前半予定）

4 子どもの未来応援条例（仮称）の構成案

(1) 基本理念

- ① 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを、すべての取組の基礎とすること
- ② 子どもに関わることが決められる場合は、子どもの成長及び発達に応じ、子どもの意見が尊重されるなど、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考慮すること

- ③ 子どもは大人と共に社会を構成するパートナーであり、現在の社会の一員としてだけでなく、未来の社会の担い手として、子どもが主体的に社会に参加することのできる環境が整備されること
- ④ 保護者・市民・地域・育ち学ぶ施設・事業者・行政が主体的にそれぞれの役割及び責務を果たすとともに、相互に連携・協力することにより、子どもが健やかに育つための環境が整えられること
- ⑤ すべての子どもたちの声や願いが届き、自分らしく過ごすことのできるまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、鹿児島市に住み又は訪れるすべての人にとって優しいまちづくりにつながるという理念を基礎とし、福祉・医療・保健・教育・地域づくりといった、あらゆる分野がつながりを深め、総合的な取組がなされること

(2) 条例項目案

項目案	趣旨
前文	・条例全体に係る基本的な考え方や、条例の意義と制定の決意を宣言するもの
目的	・条例制定の目的を明らかにする規定
定義	・用語の定義
基本理念	・子どもの健やかな成長及び発達に関する基本理念の規定
大人の役割（保護者、市民、地域、育ち学ぶ施設、事業者）	・子どもの健やかな成長及び発達を保障するための大人の役割の規定
市の責務	・鹿児島市が担っていく責務（役割と責任）の規定
安全・安心な環境の整備等	・子どもが良好な環境で生活していけるようにするための規定
子どもの居場所づくり	・子どもが多様な体験や交流ができる居場所づくりを推進するための規定
子どもの意見表明及び社会参加	・子どもの意見表明や社会参加を促進するための規定
子育て家庭への支援等	・子育て環境を整備するための規定
育ち学ぶ施設とその職員への支援	・子どもに関わる職員等に対する支援を行うための規定
子どもの状況に応じた支援	・子どもを差別や虐待等から守り、状況に応じた支援を行うための規定
相談機能の充実等	・子どもにとって相談しやすい仕組みづくりを進めるための規定
広報及び啓発	・条例内容及び子どもの権利について、子どもを含めた市民の理解を深めるための規定
調査・情報収集等	・子ども施策の推進に必要な調査・情報収集等を行うための規定
推進計画の策定	・子ども施策を計画的に推進するための規定